

県南広域振興局長告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、市野々土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年3月22日

県南広域振興局長 細川 倫史

1 就任

監事

齋藤 嘉悦 一関市萩荘字上大桑62番地2

2 退任

監事

齋藤 衛 一関市萩荘字上大桑70番地